

## 通所型サービス（A6：介護予防通所サービス）算定例

P1 『介護予防通所介護』との変更点

P3 A6 介護予防通所サービス（現行相当サービス）算定例

P6 月途中の変更事由があった場合の算定例

P15 通所型サービスQ&A 抜粋

川崎市総合事業サービスコード表（令和元年10月版）

サービスコード単位数表マスタ（csvファイル）は、

別途、川崎市のホームページに掲載しております。

また、ホームページに掲載のQ&Aもご活用ください。



## 『介護予防通所介護』との変更点

- ★1月あたりのサービス単位に加え、  
1回あたりのサービス単位を新設します。
- ★送迎・入浴について、日々の利用者の状況変化や利用者の希望による選択を可能とし、提供者の実施に応じた単位数を新設します。
- ★1回あたりサービスの新設にともない1提供月の利用回数は
  - ・事業対象者、要支援1は最大5回まで
  - ・要支援2は最大10回までとなります。

(通所型サービス(現行相当サービス(A6)) 単位数と算定回数)

	事業対象者、要支援1
送迎・入浴なし/回(4回まで)	187単位×1～4回(単位数×回数)
送迎・入浴なし/月(5回) (1月あたりの単位)	935単位(サービス単位数)
送迎のみ/回(4回まで)	281単位×1～4回(単位数×回数)
送迎のみ/月(5回) (1月あたりの単位)	1,405単位(サービス単位数)
入浴のみ/回(4回まで)	237単位×1～4回(単位数×回数)
入浴のみ/月(5回) (1月あたりの単位)	1,185単位(サービス単位数)
送迎・入浴あり/回(4回まで)	331単位×1～4回(単位数×回数)
送迎・入浴/月(5回) (1月あたりの単位)	1,655単位(サービス単位数)
	要支援2
送迎・入浴なし/回(8回まで)	195単位×1～8回(単位数×回数)
送迎・入浴なし/月(9～10回) (1月あたりの単位)	1,953単位(サービス単位数)
送迎のみ/回(8回まで)	289単位×1～8回(単位数×回数)
送迎のみ/月(9～10回) (1月あたりの単位)	2,893単位(サービス単位数)
入浴のみ/回(8回まで)	245単位×1～8回(単位数×回数)
入浴のみ/月(9～10回) (1月あたりの単位)	2,453単位(サービス単位数)
送迎・入浴あり/回(8回まで)	339単位×1～8回(単位数×回数)
送迎・入浴/月(9～10回) (1月あたりの単位)	3,393単位(サービス単位数)

## A 6 介護予防通所サービス（現行相当サービス） 算定例

（介護予防通所サービス「1回～5回/月」のサービス提供（計画））  
・・・事業対象者、要支援 1

（例 1）『事業対象者』または『要支援 1』の方で、5回すべて「送迎・入浴なし」

サービスコード： A6 1 1 1 1（通所型独自サービス 1）

単位数： —

回数： 1回←算定単位 1月あたり

サービス単位数： 935単位

（例 2）『事業対象者』または『要支援 1』の方で、3回すべて「送迎のみあり」

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 3回

サービス単位数： 843単位（281単位×3回）

（例 3）『事業対象者』または『要支援 1』の方で、

4回のうち、2回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 2回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 2回

サービス単位数： 562単位（281単位×2回）

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 1 3（通所型独自サービス/41回数）

単位数： 331単位

回数： 2回

サービス単位数： 662単位（331単位×2回）

3. 1+2=A6合計 1, 224単位（562単位+662単位）

## （介護予防通所サービス「1回～10回/月」のサービス提供（計画））

### ・・・要支援 2

同一サービス\*を 9回～10回提供（計画）する場合は「月あたりの単位」を使用します  
（9回と 10回提供した場合の単位数は同じになります）

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供する場合をさします。

（例 1）『要支援 2』の方で、

10回すべて「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1421（通所型独自サービス/42）

単位数： —

回数： 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数：3,393単位

（例 2）『要支援 2』の方で、

10回すべて「送迎・入浴なし」

サービスコード： A6 1121（通所型独自サービス2）

単位数： —

回数： 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数：1,953単位

（例 3）『要支援 2』の方で、

9回すべて「入浴のみあり」（10回すべて「入浴のみあり」の場合と同じ単位数）

サービスコード： A6 1321（通所型独自サービス/32）

単位数： —

回数： 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数：2,453単位

\*同一サービスで計9回の場合は、「月あたりの単位」（月額報酬）となりますので、

例えば、9回（入浴のみあり）+1回（送迎のみあり）のような組み合わせはできません。

（例 4）『要支援 2』の方で、7回すべて「送迎のみあり」

サービスコード： A6 1223（通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 7回

サービス単位数：2,023単位（289単位×7回）

（次ページに続く）

（例5）『要支援2』の方で、9回のうち、8回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1. 8回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 2 3（通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 8回

サービス単位数： 2,312単位（289単位×8回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 2 3（通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 1回

サービス単位数： 339単位（339単位×1回）

3. 1+2=A6合計 2,651単位（2,312単位+339単位）

## ＜月途中の変更事由があった場合の算定例＞

（1-1.『要支援2⇔要支援1』『事業対象者から要支援2※』に変更となった場合）

同一事業所において、変更前後のそれぞれの区分の期間について、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。（回数によって、「1月につき（月額報酬）」の報酬算定を行う場合は、日割りを行います）。

※月途中に要支援から事業対象者となることはありません。

同一事業所につき、その月の計画上に位置づけられた回数が、

☆1回～8回/月の場合は、

それぞれ区分の期間における計画上に位置づけられた回数で算定※

★同一サービス\*を9回～10回/月（月額報酬）の場合は、

実際に利用した日数にかかわらず、その月のそれぞれの期間に応じた日数を算定※

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

※ただし、その月にサービス実績が無い期間は算定できません。

※同一サービス\*を9回～10回/月（月額報酬）の算定を行う場合は、該当月に複数の事業所による提供はできません。

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

※該当月においては、重い方の区分（要支援2）の最大提供回数10回の範囲内で提供（計画）を可能とします。

☆例1：その月の計画上に位置づけられた回数が1回～8回/月の場合

1：事業対象者・要支援1の期間

「送迎のみあり」の提供（計画）が月に2回ある場合

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 2回

サービス単位数： 562単位

2：要支援2の期間

「送迎・入浴あり」の提供（計画）が月に6回ある場合

サービスコード： A6 1 4 2 3（通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 6回

サービス単位数： 2,034単位

3：事業対象者・要支援1の期間 + 要支援2の期間 = A6合計 2,596単位

★例2：その月の計画上に位置づけられた回数が  
同一サービス9回～10回/月（月額報酬）の場合

（「送迎のみあり」の提供（計画）が9回～10回ある場合で、  
要支援2となった認定日以降月末までの日数が15日ある場合（30日ある月）と仮定）

1：事業対象者・要支援1の期間

サービスコード： A6 1212（通所型独自サービス/21日割）

単位数： 46単位←日割り単位

回数： 15回（日数）

サービス単位数： 690単位

2：要支援2の期間

サービスコード： A6 1222（通所型独自サービス/22日割）

単位数： 95単位←日割り単位

回数： 15回（日数）

サービス単位数： 1,425単位

3：事業対象者・要支援1の期間 + 要支援2の期間 = A6合計 2,115単位



（1－2. 『要介護⇔要支援』、『事業対象者から要介護※』に変更となった場合）

※月途中に要介護から事業対象者となることはありません。

『事業対象者・要支援』の期間は、「1回につき」の算定単位の範囲で、変更前後の事業対象者や要支援であった期間について、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。

※例外として、同一サービス\*を「事業対象者・要支援1：5回（月額報酬）」「要支援2：9回～10回/月（月額報酬）」は日割り算定となります。

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

※その月にサービス実績が無い期間は算定できません。

例1：事業対象者・要支援1の期間

1：「送迎のみあり」の提供（計画）が月に2回ある場合

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 2回

サービス単位数： 562単位

2：「送迎・入浴あり」の提供（計画）が月に2回ある場合

サービスコード： A6 1 4 1 3（通所型独自サービス/41回数）

単位数： 331単位

回数： 2回

サービス単位数： 662単位

3. 1+2=A6合計 1, 224単位（562単位+662単位）

例2：要支援2の期間

「送迎のみあり」の提供（計画）が月に2回ある場合

サービスコード： A6 1 2 2 3（通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 2回

サービス単位数： 578単位

（2. 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合）

同一保険者管区内（川崎市内）で転居等により事業所を変更した場合は、「1回につき」の算定単位で、月初から契約解除日までの期間及び契約開始日から月末までの期間において、それぞれの事業所において、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。

※例外として、同一サービス\*を「事業対象者・要支援1：5回（月額報酬）」「要支援2：9回～10回/月（月額報酬）」は日割り算定となります。

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合はさします。

★変更前の事業所：月初から契約解除日までの期間で、

その月の計画上に位置づけられた回数で算定※

※ただし、その月にサービス実績が無い事業所は算定できません

☆変更後の事業所：契約開始日から月末までの期間で、

その月の計画上に位置づけられた回数で算定※

※ただし、その月にサービス実績が無い事業所は算定できません

※変更前と変更後の事業所での回数の合計が、最大提供回数の範囲内とする必要があります。

（『要支援2』=最大提供回数 10回まで/月）

例：★変更前の事業所：「送迎・入浴あり」を月に4回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1 4 2 3 （通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 4回

サービス単位数：1, 356単位

例：☆変更後の事業所：6回のうち、3回は「送迎のみあり」、3回は「送迎・入浴あり」

1. 3回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 2 3 （通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 3回

サービス単位数： 867単位（289単位×3回）

2. 3回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 2 3 （通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 3回

サービス単位数：1, 017単位（339単位×3回）

3. 1+2=A6合計 1, 884単位（867単位+1, 017単位）

計  
10回  
まで

（『事業対象者』または『要支援1』の方=最大提供回数5回まで/月）

例：★変更前の事業所：「送迎・入浴あり」を月に2回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1 4 1 3 （通所型独自サービス/4 1 回数）

単位数： 3 3 1 単位

回数： 2回

サービス単位数： 6 6 2 単位

例：☆変更後の事業所：2回のうち、1回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1. 1回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 1 3 （通所型独自サービス/2 1 回数）

単位数： 2 8 1 単位

回数： 1回

サービス単位数： 2 8 1 単位（2 8 1 単位×1回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 1 3 （通所型独自サービス/4 1 回数）

単位数： 3 3 1 単位

回数： 1回

サービス単位数： 3 3 1 単位（3 3 1 単位×1回）

3. 1+2=A6合計 6 1 2 単位（2 8 1 単位+3 3 1 単位）

計  
5回  
まで

### （3. 利用者との契約開始）

月途中に利用者との契約が開始された場合は、「1回につき」の算定単位で、契約開始日以降、月末までの期間において、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。

※例外として、同一サービス\*を「事業対象者・要支援1：5回（月額報酬）」「要支援2：9回～10回/月（月額報酬）」は日割り算定となります。

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

★契約開始日から月末までの期間で、その月の計画上に位置づけられた単位数で算定※

※ただし、その月にサービス実績が無い事業所は算定できません

★例1：『事業対象者』または『要支援1』の方で、

「送迎のみあり」を月に4回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 4回

サービス単位数： 1, 124単位

★例2：『事業対象者』または『要支援1』の方で、

5回のうち、3回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 3回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 3回

サービス単位数： 843単位（281単位×3回）

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 1 3（通所型独自サービス/41回数）

単位数： 331単位

回数： 2回

サービス単位数： 662単位（331単位×2回）

3. 1+2=A6合計 1, 505単位（843単位+662単位）

（次ページに続く）

★例3：『要支援2』の方で

「送迎・入浴あり」を月に8回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1 4 2 3 （通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 8回

サービス単位数： 2, 712単位

★例4：『要支援2』の方で、

9回のうち、8回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1. 8回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 2 3 （通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 8回

サービス単位数： 2, 312単位（289単位×8回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 2 3 （通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 1回

サービス単位数： 339単位（339単位×1回）

3. 1+2=A6合計 2, 651単位（2, 312単位+339単位）

#### （４．利用者との契約解除）

月途中に利用者との契約が解除された場合は、「1回につき」の算定単位で、月初から契約解除日までの期間において、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。

※例外として、同一サービス\*を「事業対象者・要支援1：5回（月額報酬）」「要支援2：9回～10回/月（月額報酬）」は日割り算定となります。

\*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

☆月初から契約解除日までの期間で、その月の計画上に位置づけられた単位数で算定※

※ただし、その月にサービス実績が無い事業所は算定できません

☆例1：『要支援2』の方で

「送迎・入浴あり」を月に8回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1423（通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 8回

サービス単位数： 2,712単位

☆例2：『要支援2』の方で、

10回のうち、8回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 8回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1223（通所型独自サービス/22回数）

単位数： 289単位

回数： 8回

サービス単位数： 2,312単位（289単位×8回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1423（通所型独自サービス/42回数）

単位数： 339単位

回数： 2回

サービス単位数： 678単位（339単位×2回）

3. 1+2=A6合計 2,990単位（2,312単位+678単位）

（次ページに続く）

☆例3：『事業対象者』または『要支援1』の方で、

「送迎のみあり」を月に4回提供（計画）する場合

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 4回

サービス単位数： 1, 124単位

☆例4：『事業対象者』または『要支援1』の方で、

5回のうち、3回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 2回は「送迎のみ」

サービスコード： A6 1 2 1 3（通所型独自サービス/21回数）

単位数： 281単位

回数： 3回

サービス単位数： 843単位（281単位×3回）

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A6 1 4 1 3（通所型独自サービス/41回数）

単位数： 331単位

回数： 2回

サービス単位数： 662単位（331単位×2回）

3. 1+2=A6合計 1, 505単位（843単位+662単位）

## 通所型サービス Q&A 抜粋

問 6 - 4 総合事業の通所型サービスについては、1 回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月 4 回を計画していたものの、月途中で状況が変化して月 2 回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬算定については、介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

なお、状況の変化が著しい場合については、翌月以降のケアプランの見直しを検討することとなります。

問 6 - 5 総合事業の通所型サービスについては、1 回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月 4 回を計画していたものの、本人の都合等で月 2 回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

本人の都合により、サービス提供ができなかった場合でも報酬算定については介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

問 6 - 7 現行相当サービス（A6）と基準緩和サービス（A7）との組み合わせによる提供は可能か。

1 月単位で現行相当サービス（A6）または基準緩和サービス（A7）のいずれかを選択する必要があります。



問 6－14 総合事業の現行相当サービス（介護予防通所サービス（A6））の加算コードがそれぞれ4つずつあるが、どれを使用すればよいのか。

総合事業開始にともない、基本報酬が「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」の4つの算定項目がある関係で、便宜上、それぞれにもとづく加算コードが4つ用意されています\*。

加算の算定にあたっては、ひと月、いずれか1つのコードを使用してください(どのコードを使用しても構いません)。

※ コードが異なるだけで、加算名称・加算の算定要件・算定単位等すべて同一のものとなります。

問 6－18 予防給付の通所リハビリテーションと総合事業の通所型サービス（A6・A7）の併用については、これまでの予防給付同様に不可という理解でよいか。

貴見のとおりです。

総合事業のサービス提供に係る基本的な考え方は、予防給付を踏襲しています。総合事業のサービス特有な内容は、本Q&Aを含むホームページに掲載している各種資料のとおりとなります。